

公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

令和5年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和5年9月5日(火) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 浜松市東部保健福祉センター 健康教育室・集団指導室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等		
委員 38 出席 34 (代理 2) 欠席 4	専門 委員 18	河原崎 直樹	浜松市警察部	
		山本 晃久	静岡県弁護士会浜松支部 <欠席>	
		杉山 秀之	静岡地方法務局浜松支局	
		河合 洋子	浜松市人権擁護委員連絡協議会 <欠席>	
		多々内友美子	浜松市医師会(産婦人科医会)	
		村山 恵子	浜松市医師会(小児科医会) <欠席>	
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会	
		梅ヶ枝裕子	浜松市歯科医師会	
		野寄 秀明	浜松市薬剤師会	
		齋藤 由美	浜松市助産師会	
	出席 15 欠席 3	杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会	
		中村 勝彦	浜松民間保育園長会	
		大塚 文俊	浜松市私立幼稚園協会	
		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)	
		野中 利紀	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)	
		田口 修	浜松市里親会	
		村瀬 修	浜松市児童家庭支援センター	
		雨宮 寛	浜松市障がい者基幹相談支援センター	
		オブザーバー	萩本 鉄	浜松中央警察署 刑事官
		市 19 出席 18 (代理 2) 欠席 1	吉積 慶太	こども家庭部長 (要保護児童対策地域協議会会長)
園田 俊士	こども家庭部次世代育成課 (課長)			
大橋 泰仁	こども家庭部幼児教育・保育課 (担当課長) <代理>新谷知香枝			
鈴木 勝	こども家庭部児童相談所 (所長)			
池田 健人	こども家庭部児童相談所 (副所長)			
渥美 雅人	健康福祉部健康増進課 (課長)			
久保田尚宏	健康福祉部障害保健福祉課 (課長)			
二宮 貴至	健康福祉部精神保健センター (所長) <代理>鈴木 多美			
内山 圭子	学校教育部指導課 (課長)			
河合多恵子	市民部UD・男女共同参画課 (課長)			
横井 通文	中区社会福祉課 (課長)			

	鈴木 誠隆	東区社会福祉課（課長）
	夏目 健一	西区社会福祉課（課長）
	鈴木 孝人	南区社会福祉課（課長）
	山本 隆久	北区社会福祉課（課長）
	伊藤 弘和	浜北区社会福祉課（課長）
	榊原 克人	天竜区社会福祉課（課長）
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜欠席＞

4 次第

(1) 開会

(2) こども家庭部長挨拶

(3) 構成機関の紹介

(4) 議事

【公開】

＜報告＞

- ① 令和4年度 浜松市における児童相談対応の状況について
- ② 令和4年度 要保護児童対策地域協議会について
- ③ 浜松市児童虐待防止対策について
- ④ 令和4年度 はままつオレンジリボン運動活動報告書について
- ⑤ こども家庭センターの設置について
- ⑥ ヤングケアラー支援推進事業について
- ⑦ 児童虐待防止のための SNS 相談事業について
- ⑧ 産科・精神科・行政等の連携について

(5) 閉会

5 会議録

<p>1 開会 事務局</p>	<p>令和5年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認)</p> <p>事前に資料を送付させていただいている。</p> <p>当日の資料として、1つ目が「子ども虐待対応・医学診断研修会」のご案内で、最後に紹介をさせていただく。2つ目が9月30日開催の「ヤングケアラーを理解するための講演会」のチラシであり、後程、ヤングケアラーの報告の際に説明させていただく。</p> <p>(会議成立の確認)</p> <p>専門委員18名のうち15名の出席を確認。</p> <p>浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。</p>
----------------------------	---

	<p>それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>2 挨拶 こども家庭部長</p>	<p>皆様方には日ごろから、それぞれのお立場で、本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき心よりお礼申し上げます。</p> <p>この協議会は、児童福祉法に基づき設置され、「要保護児童の適切な保護」と「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会である。</p> <p>本日の代表者会議は、支援対象児童等の支援に関する検討や要保護児童対策などについて協議する場になる。</p> <p>昨年度は代表者会議専門委員の皆様や、実務者会議に出席されている関係機関、実際に現場で子どもを支援してくださっている方々（小学校・障害者相談支援事業所）等にも御協力いただいてアンケートを実施し、その結果をもとに今後の支援のあり方について検討をしてきた。</p> <p>児童虐待対応件数が増加傾向にある中、市としての支援策を関係機関が連携して、考えていく必要がある。</p> <p>そして、4か月後の令和6年1月には行政区の再編が行われる。</p> <p>7区から3区になり、区役所から行政センターに名称が変わる区もあるが、相談窓口やさまざまな手続きはこれまでと同じように対応することとしており、実務者会議や個別ケース検討会議についてもこれまで同様に対応していく。</p> <p>また、昨年成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」には、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化等が明記された。</p> <p>浜松市では令和6年4月、市内7か所にこども家庭センターを設置し、包括的な支援体制の構築に向けて、準備を進めている。</p> <p>今後も、児童虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた子どもの保護、家族も含めた支援など、皆様方の御協力・御支援をお願いしたい。</p> <p>本日は、各委員のお立場から御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>3 構成機関の紹介 事務局</p>	<p>次第3「構成機関の紹介」に移る。</p> <p>今年度より、代わられた委員の方もいるので、委員の皆様には、名簿順にて所属機関名とお名前の自己紹介をお願いしたい。</p> <p>(委員の自己紹介)</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>浜松市の行政側の関係機関については、お手元の委員名簿をご覧ください。</p>
事務局	<p>本会議は浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条及び第7項の1項、第7条の1項の規定によりまして、会長であるこども家庭部長が議長を務めることとされている。</p> <p>ここからは、こども家庭部長に議長をお願いする。</p>
会長	<p>議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日の会議であるが、個人情報扱う案件はないので、議事は公開とするが、よろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、公開とする。</p>

<p>4 議事 協議(1) 会長</p>	<p>それでは、次第の4の議事に従って進行していく。</p> <p>報告の(1)から(4)までは、令和4年度の報告が主になるので、事務局の子育て支援課から一括して説明をさせていただく。その後、委員の皆様からご意見をいただきたい。</p> <p>では、報告(1)から(4)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料1～4に沿って説明></p>
会長	<p>資料の中身が多いので、順番に区切っていく。</p> <p>まず、資料1の「浜松市における児童相談対応の状況」について、ご意見、ご質問等をお願いしたい。</p>
委員	<p>2～3ページの(2)の児童相談所における相談経路別の対応件数と、家庭児童相談室における虐待相談件数で、家族・親戚からの相談数がとても増えているが、理由を教えてください。</p>
児童相談所	<p>背景として、令和2年ぐらいからコロナが流行し、家族で暮らす生活がだんだん多くなってきていて、そこからの蓄積で、虐待についての件数が増えてきているという現場感覚がある。コロナで学校が休校になっていたり、家族が在宅勤務をしていたりするような状況で、子どもと親の関わりがある程度多くなってきていて、2～3年過ぎた令和4年があるというところもあるのではと感じ取っているところではある。</p>
委員	<p>そうすると、令和5年度から、少し生活がまた戻ってきたというところで、これらの推移も、令和5年度以降は変わってくる可能性があるという感じなのか。また、傾向として、令和5年度はどうなのか。</p>
児童相談所	<p>令和5年度になってあまり過ぎていないが、家族等からの通告は、令和4年度よりそれほど多くはない感じではある。</p>
会長	<p>資料2の「要保護児童対策地域協議会」について、ご意見・ご質問はあるか。</p>
委員	<p>小さい頃からどういう経緯で、どんな支援を受けた子どもが、その次の年代でどうなっていたのか、そういう経時的なデータがあるとよい。そうすると、初めて何が必要か、何が問題だったかが見えてくる。それらのことを全部集積していると思うが、経時的な変化を見ることをやっているのか。</p>
事務局	<p>一人一人の経時的なデータを様々なところでとらえて、追いかけてコホート研究していくというところまではまだ行ってない。私たちもできる範囲の中で、要対協で関わっている子どもたちがどうなっていったのかということを考えながら、地域の方々と情報交換をしながら支援は重ねている。</p> <p>例えば、昨年度の実務者会議にて終結した案件で、また再発が起きてしまっていないかというところは気になっている。そういった面からも、経時的な支援のあり方を考えるべきかと思い、少し統計を取ったものがあるので、説明させていただく。</p> <p>令和4年度に実務者会議で終結をした件数の中から、令和5年度8月末までの間に、再掲で上がってきたケースが全部で8件あった。その内容で、身体的虐待の再発もあったが、実際には、特定妊婦で関わっていたケースで、支援をして一旦は終結したが、2人目を妊娠されたので、再度特定妊婦で上がってきたり、転出をされたので一旦終結したが、結局、子育て環境がうまくいなくて浜松に再転入され、もう一度要対協ケースとして上がってきたりしていた。これらのように、要対協で関わらざるを得な</p>

	<p>いような状況の子どもも、8分の5はいて、支援を行っている。これらに対応していく中で、どういった理由で再掲になっているかというところをもう少し時間を追って見ていければ、何か見えてくるのかなとは考えている。</p>
委員	<p>今のことはとても大事なことで、そういう視点で、やっていただいているのはすごく嬉しい。</p> <p>一つは、全部の子どもに番号を振って匿名化して特定できないようにし、それを全部追っていき、何が起きているか、後で学校で問題が起きたときに、そこをどう拾っていくかということも必要になってくるだろうと思う。</p> <p>やはり、もうビックデータの時代になっているので、そのようなことができるのかなと思う。そして、少し落ち着いたらろうという話をして、その後、2～3年後に再度いろいろな問題が起きることが大変多い。</p> <p>自分たちがやっていることにどの程度効果があるか、妥当であるか判断するには、予後調査がなくてはできない。予後調査が現実的にすごく大変だったならば、ある一定の範囲のところだけでしっかりやることで、傾向も出ると思うので、そのあたりをぜひともやっていただけたら嬉しいと思う。よろしく願います。</p>
会長	<p>資料3の児童虐待防止対策の推進について、主に新規事業や取り組み内容を強化したのについて説明をさせていただいたが、それ以外の部分も含めて、ご意見、ご質問等があったら願います。</p>
委員	<p>今年、こども家庭庁がスタートし、こども基本法ができた。そして、こども大綱がまとめられるというような報道がある中で、浜松の児童虐待の対策の推進というところでは、昨年の結果と今年が取組が載っているが、そのあたりの関係でどうかということ、まだ全然できてないということか。</p>
児童相談所	<p>まだそのあたりについても、今後どういった形で実施していくかということについては、まだ検討の段階である。しかし、こどもまんなか社会の実現を国でも考えているし、当然、浜松市の方も考えとしては一致することでもあるので、ある程度そういうところを手厚くした中で展開していくという考えである。今後、それをどのように具現化していくかということを考えていかなければいけないかなと思っている。</p>
委員	<p>ぜひ、そのあたりも、我々に対して提示していただけると、それぞれの団体がそれぞれの形で協力できるのかなという気がしたし、それがなるべく早く明確になってくるといいかなと思っている。</p>
委員	<p>ご報告いただいたいろいろな数字のところ、先ほど虐待件数が高止まりしているというような話があり、いろいろな数字を見せていただいている。それと、今回資料3のところの報告で、今年度また対策していくということだが、対策を講じてきたことによって、浜松市としては、そういう対策の中で高止まりして何とか抑えられているのとらえているのか。</p> <p>どういう効果を期待して対策を講じてきたのか、どういうふうに評価されているのか、少し教えていただきたい。</p>
事務局	<p>高止まりしているところもあるが、先ほどの報告の中にあつた、知人や近隣からの通報が増えているというところについて、虐待の通報という啓発が大分浸透してきた結果と受け取れる。</p>

	<p>ただ、実際現場で起こっている部分については、当然啓発を続けていき、体罰、虐待は駄目ということを浸透させていくとは思っている。やはり核家族や他の問題を抱えた家庭というのは増えていると思うので、どのように発生していくのかというところは、見えないところもある。そのようなところを重点的に早い段階で支援していく、見つけていくことが必要だと思っている。実際にどのように対策が数字に表れているのか、なかなか難しいと感じている。</p>
委員	<p>この対策の中に、健康増進課で行っている、「こんにちはマタニティ訪問事業」というものが、国の方からの後押しもあって、スタートしている。他の市町村だと、この全戸訪問はしていないのが実情である。専門職の保健師、助産師が全戸訪問をするということは、全国的に見てもかなり珍しいというか、特記されていることではないかなと思っている。これが、ぜひ虐待予防になっていってこないかという思い、私は、何年間もこの会議でも、妊娠後期にアタックしたいというようにずっと訴え続けてきたことが、実現することになった。</p> <p>そこで虐待の予防とまでいかないまでも、相談ができる場所を知り、お母さんたちの心の拠りどころになってくれたらいいなという思いで取り組んでいる。</p> <p>とても仕事量が増えたが、これから少しずつ芽が出てきてくれないかと期待をしている。このことをぜひ皆さんに知っていただきたいし、浜松市はこれだけ力を入れていることも自負していただけるとすごくありがたいなと思っている。</p>
委員	<p>周知の努力をされていると思うが、例えば、私立幼稚園協会、民間保育園長会、それから教育委員会等々を利用していただきたい。例えば、啓発ポスターなどをSNSで、一方的に浜松市から流すのではなくて、私どものような協会を利用していただきたい。「浜松市からこういうお知らせが来たよ。」「11月はこういう月間ですよ。」というようなことを、小さな画面で見られるようにしてくれれば、私たちが保護者に一斉送信することができる。「浜松市が今やっているよ。」「私たちの協会もそういったものに貢献しているよ。」「皆さんも意識しようね。」というメッセージを入れて配信できる。</p> <p>そのようなシステムを使えばあまりお金がかからないと思うので、PDFにしたデータを送っていただき、「これをいつごろ発信してください。」と連絡してほしい。啓発運動をともにしていけたらいいなと思った。</p>
委員	<p>全戸訪問を含めて、浜松市が一生懸命やってくさって嬉しい。</p> <p>当院の外来に来る人たちの中には、虐待かなと思う人もたくさんいるが、ただお母さんやお父さんたちは虐待だとは思っていない。</p> <p>虐待というところまで虐待かというところで、児童相談所でも、親御さんと議論になって大変なことがたくさんあるだろうと思う。そこがまだまだ大変である。</p> <p>実際に、私自身もニュースで聞くだけであるが、世界で虐待が減っているところと増えているところがある。減っているのは唯一、体罰を禁止して、体罰は駄目、体罰による子育ては絶対駄目だということを徹底している国だけが虐待が減っている。</p> <p>そういう意味で、体罰による子育ては絶対駄目だということも、児童虐待の推進の中で、多分どこかの事業で強調していることと思うが、それはどこか。</p>
事務局	<p>資料4で、オレンジリボン運動にも、当然、体罰の禁止という内容が含まれている。</p>

	資料3の3ページのオレンジリボン運動の虐待防止意識の啓発というところで、今年度、11月3日に浜松駅前での街頭広報を行う予定であり、報道にも取り上げていただき、広く知っていただくことに力を入れていこうかなと思っている。
委員	<p>そこに力を入れるのはとてもよいと思うが、それと同時に、体罰による子育ては駄目だというキャンペーンがないといけない。お母さんたちは虐待している意識がないので、「体罰はいけないよ。」というキャンペーンにシフトしていかないと。</p> <p>日本全体もまだそのあたりの体罰禁止法に批准しているはずだが、そのあたりの意識が少し低いので、ぜひ浜松市では、そのあたりを重点的に施策をやっていただきたい。今、いっぱいやっている中で、新たに作るのではなく、どこかに盛り込み、強く打ち出せていけるとよいと思う。よろしく願います。</p>
事務局	3ページの上の方にも書かせていただいた。幼稚園や保育園、学校にご協力いただき、そういった体罰によらない育児の推進というところも、引き続き、取り組んでいきたいと思う。街頭広報の時も、虐待の単語だけでなく、体罰というところも前に出して、啓発をしていきたいと思う。
委員	実は、大人たち我々も含めて、体罰が容認されてきた時代があって、体罰で確かに世の中が回っていた時代があるので、かなり意識的に体罰を禁止していかないといけない。幼稚園や保育園でも、若い先生はいいかもしれないけど、年配の先生は意外と怒る時はパシッとやらなければいけないと思っている方も当然いる。やはり、体罰禁止を前面に打ち出したキャンペーンは必ずどこかで必要だと思う。
委員	<p>少し戻ってしまうが、資料2で取り組んできた虐待の分析が行われ、例えば、ケース会議の回数や子ども人口に対する発生率が分析されているのに、とても大事なことだと思う。問題は浜松市全体として作り出している支援の質が、どんなものであるかを図るには、全国の統計との関係を見てみる必要があると思う。</p> <p>例えば、子ども人口の割合でどのぐらい出ているのかということは、全国的に出ているわけだから、そういう視点でこれらについて分析をしたら、我々が繰り出している支援の質というものについて、明らかになるのではないかと考えている。できればそういうことを付け加えてくれるとありがたい。</p>
会長	では、次に報告の(5)「こども家庭センターの設置」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>一か所、修正をお願いしたい。1ページ目の下から4行目であるが、②のところで、「支援対象者自身がみずからの抱える家庭を認識するとともに」と書いてあるが、「家庭」のところが「課題」の間違いなので、「家庭」を「課題」に訂正をお願いします。</p> <p><資料5に沿って説明></p>
会長	委員の皆様から、ご意見、ご質問等があったら、願います。
委員	<p>まず数字の問題だが、このサポートプラン。今までは包括支援センターでやっていたものだと思うが、浜松市全体で年間、どのぐらいサポートプランは作られていたか教えてほしい。</p> <p>それからもう一つは、このこども家庭センターというのは、課に属して、なおかつこども家庭センターに属するというようなイメージなのか。</p> <p>例えば、児童相談所みたいに明らかに独立してやっているような、そういうイメー</p>

	ジとは違うのか、教えてほしい。
事務局	イメージは、児童相談所というような組織とは違って、子育て支援課と健康増進課の中のそれぞれ児童福祉と母子保健の分野の業務が一体的にワンストップの窓口にするというような形になる。両方の職員が、それぞれの業務に関われるように、兼務というか、そのような身分をもって対応に当たることになる。
委員	そうすると、相談ケースが起きた時に、このケースはこども家庭センターで受けるが、これは母子グループ、これは児童福祉グループというように、そういうような機関としての会議をもたないということか。 そのあたり、これからという感じであるのか。
事務局	国の方のマニュアルもまだ細かいところを示していないが、その相談内容によっての統計や分析の仕方は、今後、検討していく必要があると思っている。
委員	そこが一番運営にあたっては難しいところで、国のガイドラインを見ても連携協力となっていて、一体ではない。そのため、名前は掲げたが、実質的にはうまくいかないリスクを抱えている。相当頑張らないといけないというような感じをもつので、十分にご検討をしていかなければと思う。
事務局	先ほど質問があった、数のことについての答えだが、まずサポートプランの作成対象者②について説明する。こちらの母子健康手帳発行の際に、はますくノートを渡していて、このはますくノートの中に、はますくプランがある。これを用いて説明をしているので、母子健康手帳の発行数について、セルフプランを全数、説明をさせていただいている。5000～6000 ぐらい。転入も含めて、配付している。 それから、①に関しては、要保護児童、要支援児童、特定妊婦となるので、例えば令和4年度でいうと、資料2にあるように、実件数1321件となる。これに加えて、国の方では、サポートプランは希望する人も手交できるというようになっているので、これ以上の数になっていく。 今考えているサポートプランは、対象の方にも分かりやすく、そして関係機関にも分かりやすく、簡単に皆さんが使ってもらえるものを検討している。 今後、考えていることは、母子健康手帳とはますくノートを一体化させ、それだけ持っていくような形にしたいと考えている。この中に名刺サイズのサポートプランを、児童福祉と母子保健それぞれで作って入れられるように検討をしている。それを持ち歩くことで、対象者の方がこども家庭センターの担当者や連絡先が分かりやすくなるとともに、関係機関の皆様、例えば小児科で受診された時に母子健康手帳のカバーを開けば、こども家庭センターの名刺用のサポートプランが入っているので、この家庭には児童福祉で関わりがあることや、母子保健での関わりがあることが確認していただけるとともに、一緒に連携をしていただけるのではないかと考えている。
委員	委員の質問と関連するが、今の回答だと、人員補充はなしで、現有勢力でこれをカバーするというところでよろしいか。
事務局	統括支援員という職員は、新たに配置する職員となり、調整役として両方の業務を見ながら、指揮・命令をしていくところについてはプラスと考えている。
委員	その方がセンター長を兼務するという理解になるが、その方が何か特有の資格を持っているイメージでいいか。それとも、今いる職員の中から新たにポストが7つ生ま

	れるというイメージか。
事務局	職員としては、専門職を想定しているの、身分も、その上にそれぞれの課の課長や補佐はいるが、その次になるような専門職を考えて調整をしている。
委員	国から降りてきている話だと思うが、それに対応できるのか。各業界、現有勢力でやるのがどんどん増えていて、どこからもお金がつかない状況になっている。いろいろな事業があると思うが、箱だけができて、区は再編して3つなるのに、このセンターは7つできて、区を再編しない方がいいのではないかという話になるのではないか。人も増えないとなると、本当にできるのかというのが素朴な疑問で、質問をさせてもらった。
委員	役割を確認したい。統括支援員というのは、1人か。
事務局	1人。7か所に1人ずつ。
委員	先ほどの説明の中で、伴走の支援をしていく、支援につなげていくと話していたが、この方の役割は、マネジメントしていくような感じか。
事務局	マネジメントして、伴走支援等はそれぞれこの母子保健を担当する地区担当保健師もいるので、これまでと同様に、そこは伴走支援という形でできると思っている。家庭児童相談室の保健師や専門職もいるので、そこと常に情報共有して、子どもが小さい段階から情報共有しながら、アセスメントしていくというようなイメージでいる。
委員	今までやっていたものは、それぞれの役割の中でやるということで、ただ窓口として一本にして、その方がいろいろ必要に応じた調整をしていくというイメージでよろしいですか。
事務局	はい。
委員	ちょっと心配だなという妊婦さんのフォローに保健師の方々に入っただき、ありがたい。 浜松市で、区がまた統合した時に、今だと東区とか西区と分かるので、その担当の保健師さんに連絡しているが、今度、中央区になったときに、窓口が4つあるが、どんな感じになるのか。
事務局	確かに行政区、住所も変わり、分かりにくい部分はあるかと思う。そこは、母子健康手帳で最初に住まいを確認した上で、担当することも家庭センターへ連絡していただきたい。現状の西区の方が中央区なるため、中央区に来所された場合も、当然、相談は受け、そのあとの支援が必要ならば、西の子ども家庭センターの地区担当保健師につなぐというように、丁寧に説明をしていく必要はあるかと思う。今後ご意見いただいたことを参考にしていきたいと思う。
委員	妊娠期からずっと繋がっていく切れ目がなくなる形をイメージすると、これが十分機能したらすごくいいものになってくだろうと思う。しかし、先ほどのお話の中に、人員が増えてやるわけではないとなると、やはり関係機関とどれだけ一緒に動けるか。その部分が見える化していただきたい。 私たち児童発達支援センターも、地域の拠点になっていろいろやれと言われていて、福祉の分野も、そういう意味では地域と切れ目なくという視点はあるので、ぜひ皆さんと繋がってそれぞれのところで協力していきたい。子ども家庭センターがある程度声を出せば、みんながパッと集まれるような、そんな機能ができるといい。顔の

	<p>見える関係にならないと、なかなか動きは取れないと思うので。そのあたりを検討していただきたい。</p> <p>先ほど、委員がおっしゃったように、生まれてからその後、どうやって追いかけていくかということも、こども家庭センターの機能の中の、把握、情報共有、必要な調査・指導というようなところを見ると、そこを積み重ねていき、「こうやるとできるよ。」と少しずつみんなで作っていき出していけるような形にしてもらえるといいのかなと思った。</p> <p>あともう1点は、先ほどの虐待のところの数も小学生がとても増えてきているというような話があったと思うが、学校に入る子どもたちにも対応するという。そうなったときに、この児童相談所、幼児教育・保育、障害福祉、生活福祉はあるが、この連携の黄色のところ、教育委員会が入っていないのはどうか。</p> <p>その下には、様々な資源として入っているが、教育委員会、学校もやはり巻き込んで一緒にやっていくというスタイルがあるといいなと思った。</p> <p>また、保健師は今まで学校に上がると切れてしまう感覚があるが、ずっとついていくのか、お聞きしたい。</p>
事務局	<p>資料の3ページ目の説明が不十分で申し訳ない。委員がおっしゃる通り、子どもに関する機関とは連携をしていくべきであるので、教育委員会や学校との連携ももちろんさせていただいている。そこを追加させていただきたい。(3)の機能のところについては、教育委員会、学校、それから教育総合支援センター等、いろいろなメニューに繋がながら、連携をしていくというイメージである。</p>
委員	<p>再編のところの確認であるが、三方原地区は、今度、中央区の方に入ってくる。要対協も含めて、どういう扱いになるのか、教えてほしい。</p>
事務局	<p>三方原エリアについては、区の再編で中央区になるので、中央こども家庭センターで、要対協の実務者会議も行っていく。</p>
会長	<p>続いて、報告の(6)の「ヤングケアラー支援推進事業」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料6に沿って説明する></p>
会長	<p>委員の皆様から、ご意見、ご質問等あったら、お願いします。</p>
委員	<p>外国語通訳者のことで、これは医療機関受診時となっているが、福祉サービスを利用するような時に、親御さんがなかなか話せず、子どもたちが通訳がわりに来たりしている。そのような時にはお願いできないのか。</p>
事務局	<p>区役所内の障がい者相談支援センターでは、外国語通訳が可能なタブレットを用いて相談を受け付けたり、三者間通話を行ったりすることができる。できるだけ行政のところで対応できればと思う。ただ個別に相談支援事業所に出向いて、計画相談・受理してもらう時には、まだ難しい制度になっている。</p>
委員	<p>相談支援ではなく、サービスを利用するときに、例えば、児童発達の事業者さんに子どもを預けるという時に、他の兄弟が通訳として来ている。</p>
事務局	<p>申し訳ないが、今の制度では医療機関受診等に限るところで、国の要綱に基づいて設定しているので、そこまでなかなか広げられないのが現状である。ご意見として受けとめさせていただく。</p>

<p>委員</p>	<p>本人がヤングケアラーだと気づいている場合はいいが、テレビの報道でいろいろ見ていると、自分がそうだとは思っていなかったという子どもたちが大変多いなと感じている。</p> <p>児童虐待の通報のように、周りから見て、あの子はヤングケアラーではないかという通報があったり、ヤングケアラーの理解がもっと広まっていったりしないと、根っこを拾えないと思う。</p> <p>そのような対策というか、どこに相談すればいいかというのを、私たちだけでも知っておかないといけないなと思う。</p> <p>子育て支援課に連絡すればいいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員がおっしゃるところ、本当にその通りである。実際、相談窓口を開設してから、大学生の本人から相談をいただいたケースがあった。最初にご相談されたのは大学の先生だったが、最終的には、大学生の本人から電話がかかってきた。大学の先生に「こんなふうに辛い。」ということをお願いしてもらって、「ここに相談をしたら何かいい支援があるかもしれないから相談してみたら。」ということをつないでいただいた。まずは子どもを取り巻く大人の方々に、ヤングケアラーとは何か、そして支援として何が必要か、そういうときの相談窓口があるのかということを知っていただくのが1点である。また、ヤングケアラー当事者の方々がおっしゃる中に、「周りに気づいて欲しい」、「相談できるところがほしい。」という意見もあるので、今回の研修会については、ターゲットを中高生、専門学校生、大学生に当てた内容として計画している。</p> <p>各市内の高校、専門学校、大学には、このチラシと相談窓口を周知させていただいて、学校内にも掲示していただいている。ぜひ、同じ年代の方々や、周りの友達に話をした中でも、話を聞きながら相談窓口につなげていただけるような体制を作りたいと思って努力している。関係機関においても周知していただき、ヤングケアラーを支援するための温かな地域づくりにご協力いただければと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員から根っこという話もあった。ヤングケアラーの人たちは、どちらかというところ、親の役に立っていたり、家で頑張っていたりしているということで、自分はやっているなと思っている場合が意外と多い。</p> <p>そして、虐待的な家庭の中で無理やり働かされている場合もあるが、そうではないケースもいっぱいあると思う。</p> <p>根本は何かということ支援する側が分かっているとよい。中学とか高校で見つかっても、児童精神科からいうと手遅れである。要するに「ケアして大変だった。」と言われた時は、大変だったというところは救われるが、その後の情緒発達はどうかということ、実は、ヤングケアラーの問題は情緒発達の問題が一番である。要するに、子どもにとって自由に遊んだり、反抗期を持ったり、グズグズしたりなど、安心できる大人にいろんなことをぶつけてみることで情緒発達が保障されている。</p> <p>ここには、時間が奪われるとか、勉強ができないなどと書いてあるが、児童精神科的に言うと、ヤングケアラーの問題は、そういう子どもらしい情緒発達の機会が奪われていることが一番である。</p> <p>そのことを意識していかないと、実は形としてヤングケアラー支援をやった、ヤングケアラー支援を頑張っているで終わっていて、地域全体の子どもたちの情緒発</p>

	<p>達に資することはほとんどないということになってしまう。</p> <p>ヤングケアラーという視点はすごく利用しやすいよい視点だと思うが、それをきっかけに、情緒発達がうまくいきにくい環境にある子どもたちのところに、ホームヘルパーさんがちょっと入って、子どもを自由に遊ばせたり、もっと子どもらしくしたりするという視点を持ってヤングケアラーの援助に入らないと、ほとんど意味がないと思う。</p> <p>せっかくみんなで頑張っても、新しい視点で大人の側が喜んでやっただけになってしまう危惧があるので、情緒発達の視点を持ってやってもらいたい。</p> <p>もう少し広げて言うと、いわゆるケアラーとしての情緒の発達の保障ではない。</p> <p>立派に頑張っている幼稚園の子どもたちは、結構ヤングケアラーと同じ状態だったと思うので、子どもが情緒発達を健全にするには、遊びや豊かないろいろな経験が必要だということを、このヤングケアラー支援をきっかけに、浜松市全体でコンセンサスをしっかりしてもらえたら、とても意味のある活動になるかなと思う。</p>
会長	<p>続いて報告(7)の「児童虐待防止のためのSNS相談事業」について、児童相談所から説明をお願いします。</p>
児童相談所	<p><資料7に沿って説明></p>
会長	<p>委員の皆様から、ご意見、ご質問等があったら、お願いします。</p>
会長	<p>ご意見、ご質問がないようなので、次に、報告の(8)の「産科精神科行政との連携」について、健康増進課から説明をお願いします。</p>
健康増進課	<p><資料8に沿って説明></p>
会長	<p>委員の皆様から、ご意見、ご質問等があったら、お願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日子定されていた議事がすべて終了した。</p> <p>最後に、委員の皆様から、何かあるか。</p>
委員	<p>今日の課題ではないが、昨年の6月の児童福祉法の改正で提起されていた、2024年4月からの施行で求められているものの一つに、子どもの意見、聴取等の仕組みの整備ということがある。これが本当に大変な課題だと思う。</p> <p>国もワーキングチームを作って2019年の12月から2022年の5月まで11回、ワーキングをやっていて、その中では、国連のこどもの権利条約を担当しているところに入っていた弁護士さんも来て説明をしているが、喧々諤々になっている。</p> <p>やはり奥が深く、構造的に子どもの権利をどう考えるかということを知らないといけない。そして構造としては、その一義的には、行政の職員が子どもの権利についてしっかり説明できなければならないし、子どもの権利の管理をしっかり把握しなければならない。その上で、子どもの意見表明を支援する、外部の人間をどう作るのかという複雑でとても厚みを持っているものなので、相当準備をしていかないといけない。ぜひその対応の準備をお願いしたいと思う。</p> <p>子どもの権利というのが、児童福祉法の改正以来、どんどん進んでいて、我々が考えられないようなことがいろいろと起きている。大いに勉強していく必要があるのではないかなと思う。意見として述べさせていただく。</p>
事務局	<p>今日配布した資料の「子ども虐待対応医学診断研修会」について、1件、事務局か</p>

	<p>ら追加で報告をさせていただく。</p> <p>お手元に「子ども虐待対応・医学診断研修会」のパンフレットを置かせていただいた。これは、静岡県こども家庭課から先日連絡が来たものになるが、BEAMS という日本子ども虐待医学研究会による医療機関向けの虐待対応プログラムで、ステージ1、2、3があり、初期研修として、ステージ1、2を開催するという案内があった。関係機関の皆様でよろしければ、ご参加いただきたいと思う。</p>
会長	<p>以上で、すべて議事が終了した。各委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>本日いただいた様々な意見をしっかり踏まえて、事務局で対応していきたい。</p> <p>また、委員の皆様は、それぞれ機関を代表する皆様であるので、それぞれの団体の方に本日の会議の内容をお伝えいただければと思う。</p> <p>それでは、進行を事務局へお返すする。</p>
5 閉会 事務局	<p>委員の皆様、長時間にわたり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいた意見を参考にして、各事業に取り組んで参りたいと思う。</p> <p>次回の開催を、令和6年の3月上旬に予定をしている。日程が決まったら、事務局より案内をさせていただく。</p> <p>それでは、以上をもって、令和5年度第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会する。</p>